

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

訓 令

○福島県復興支援・地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令
○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第二十五号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一田村市の部4の項中「上大越小学校」を「大越小学校」に改め、同部5の項中「大越小学校」を「田下大越小学校」に改め、同表国見町の部1の項中「藤田小学校」を「国見小学校」に改め、同部2の項中「小坂小学校」を「田下坂小学校」に改め、同部3の項中「大木戸小学校」を「田下大木戸小学校」に改め、同表西会津町の部2の項中「群國小学校」を「田下群國小学校」に改め、同部3の項中「新郷小学校」を「田下新郷小学校」に改め、同部4の項中「奥川小学校」を「田下奥川小学校」に改め、同表塙町の部4の項中「片貝小学校」を「田下片貝小学校」に改め、同部5の項中「片貝小学校大塚分校」を「田下片貝小学校大塚分校」に改め、同表鯉川村の部2の項中「片貝小学校、片貝小学校及び字西谷地」を「及び大字新生塚」に改め、同表大熊町の部2の項中「水産種苗研究所」を「田下水産種苗研究所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一鯉川村の部2の

項の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事課)

訓 令

福島県訓令第十号

福島県復興支援・地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日
福島県知事 佐藤 雄 平

福島県復興支援・地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令

福島県復興支援・地域連携室運営等規程(平成十八年福島県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「地方振興局重点施策推進事業」を「地方振興局連携調整事業」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(総務課)

福島県訓令第十一号

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日
福島県知事 佐藤 雄 平

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中 「出納局長」を「理事」を「理事」を
市町村復興支援担当理事 「環境回復推進監」を「環境回復推進監」
に、「環境回復推進監」を「再生可能エネルギー産業推進監」に、「出納局次長」
を「出納局次長」 「水産試験場副場長」を「水産試験場副場長」に、「水
産試験場相馬支場長」を「水産試験場相馬支場長」に改める。

本庁機関
出先機関

本庁機関
出先機関
労働委員会事務局

附 則
この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(人 事 課)